

なぜ、技術職員を教育に 強く関与する職に移したのか

新しい組織と、与えられた改革を
進めるに当たっての問題について

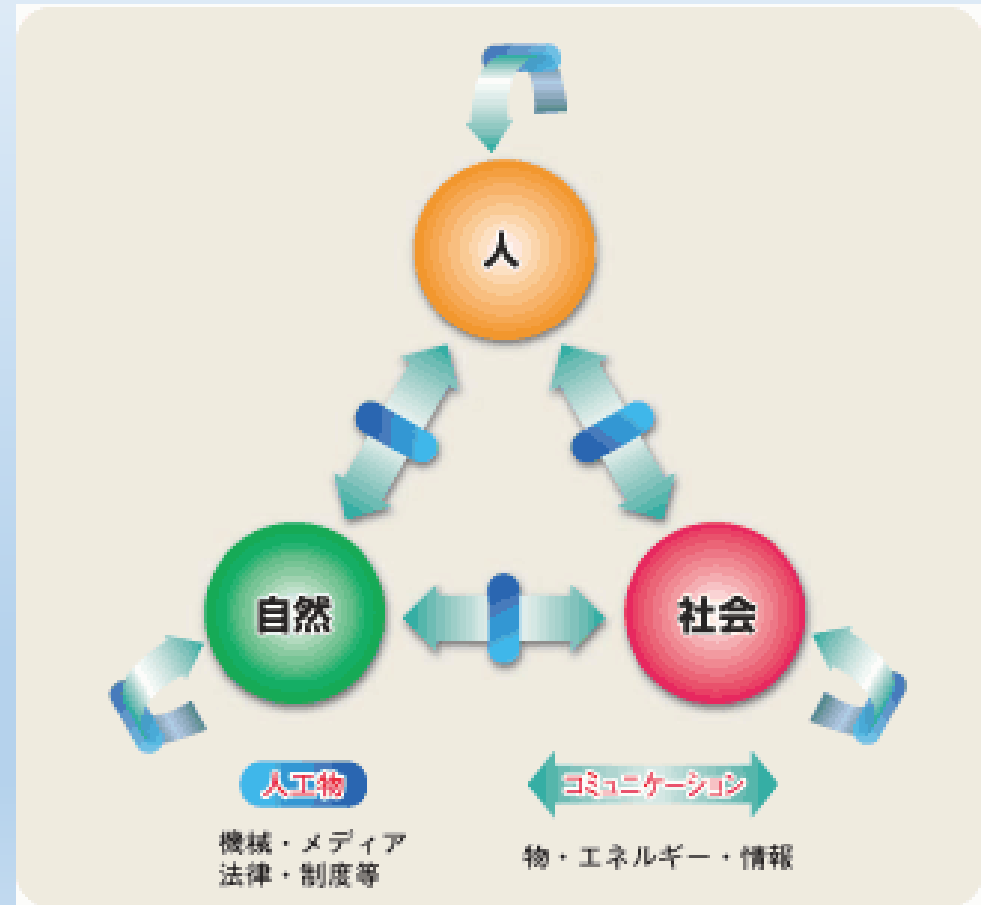
電気通信大学 教育研究技師部
統括学術技師 金子 克己

目指しているもの

「総合コミュニケーション科学」（電気通信大学）

「人と人」、「人と自然」、「人と社会」、
「人と人工物」の間の双方向コミュニケーションを最も大切にするイノベーション(技術革新)。

コミュニケーションに関わる科学技術を融合し体系化した新しい実践的な科学技術を「総合コミュニケーション科学」として創造するとともに、この学問の発展と人材育成を担う。



法人化後、技術職に影響を及ぼした主な事柄

1. 2004年 : 法人化
ソフトランディング（法人化による変化を、できるだけ緩やかに留めようとした）
2. 2007年 : 学校教育法の改正（教員制度改革）
すべての助手 → 助教
2007年以降採用の助教は任期付き
3. 2010年 : 学部改組（電気通信大学）
電気通信学部 → 情報理工学部
4. 2011年 : 教育研究技師部発足

1. 法人化が、技術職にもたらした事柄 (2004)

大学間競争 / 統合問題 (大学に危機感)

電気通信大学は、研究大学としての生き残りを目指す。

○ よく言われていたこと

- * 研究業績が高くないと、良い学生(偏差値の高い)に志望して貰えない。
- * 入試偏差値の低下は、やがては研究業績の低下に繋がる。
- * 研究業績が高い研究者は、良い教育者でもある。

○ 大学の戦力として、技術職は勘定に入っていなかった！
技術職員組織の改革が遠のく

2. 教員制度改革が技術職にもたらした事柄 (2007)

○ 助手 → 助教

- * 電気通信大学では、すべての助手を助教に振り替え、助手を廃止した。

○ 助教：任期なし → 任期制(ポストク)

- * 2007年以降の採用者は、5年間の任期制となる。
- * 任期中に、研究業績を上げられなければならない。
- * 実験実習授業運営は、第一の業務ではなくなる。
- * 大学は、助教の負担軽減を図る処置が必要となる。
- * 助教を中心とした教員だけで、実験実習授業運営を担っていくことが困難になる。

3. 改組 電気通信学部 → 情報理工学部 (2010)

- 2008年 : 学長交代 (元技術部長が学長に就任)
- 教育重視の大学として、学部改組に向けて動き出す。
- 実験実習授業が学部教育の柱の一つになる。
- 旧助手が担っていた教育業務の重要性を再確認する。
- 技術職に旧助手の穴埋めが期待される!
 - * 旧助手から振り返られた助教は年々少なくなり、実験実習授業運営の担い手が危ぶまれる。
- 技術職員組織の改革作業が進む!

4. 教育研究技師部発足 (1) (2011)

- すべての教室系技術職員 → 教育研究技師
- すべての教育研究技師 → 教育研究技師部(技師部)
- 基本的に、技師部発足以前と同じ業務先(センター)に配置される。
- 技師部の構成
 - * 部長 (常勤の教授から学長が指名)
 - * 統括学術技師
 - * 主任学術技師
 - * 学術技師
 - * 技師

教育研究技師の配置(業務先)センター

- 実験実習支援センター (<http://www.lesc.uec.ac.jp/>)
- ものづくりセンター (<http://www.mdec.uec.ac.jp/>)
 - * 機械設計工作部門
 - * 電子回路設計工作部門
- 情報基盤センター (<http://www.cc.uec.ac.jp/>)
- 研究設備センター (<http://www.cia.uec.ac.jp/>)
- 業務支援 (<http://www.tech.uec.ac.jp/>)

4. 教育研究技師部発足（2）

役割は、教育研究技師の人事管理

- 教育研究技師にふさわしい人材の育成
- 学内貢献を向上させるための企画
- 業務実績の評価および適正な評価システムの構築
- 活動予算の獲得および適正な執行
- 研修（大学人としての資質の向上を目指す）
- 労務管理
- 人事（採用／昇任／異動）
- 教育業務に携わる上で必要な事柄

4. 教育研究技師部発足 (3)

求められた職務：未来志向

(教育研究技師に関する規程、第2条より)

- 教育研究支援のための技術開発およびその関連業務
- 学生の実験・実習教育および技術指導業務
- 大学の教育研究活動に係る安全衛生管理・環境保全等の専門業務を円滑かつ効率的に行うこと
- 技術の継承・開発
- 後進の指導・育成
- 技術研修に関する企画および連絡調整

4. 教育研究技師部発足 (4)

技術職の活躍の場が広がる

- **実験実習：授業を支える役割を担うようになってきた**
 - * 授業の運営委員
 - * 実験テーマの企画
 - * 準備、指導、レポート評価

- **全学委員会：大学運営に必要な委員会の委員を担う**
 - * 安全・環境保全室
 - * 安全・環境保全室薬品管理部門
 - * 安全・衛生委員会
 - * ハラスメント相談員
 - * 保育施設運営委員会
 - * 紀要編集ワーキング
 - * 大学教育センター教育推進部門
 - * スーパー連携大学院推進室
 - * オープンキャンパス連絡会

4. 教育研究技師部発足（5）

教育研究技師の身分および業務先：未来現実半々

- 身分：学術院教育研究系職員（教員組織の一員）
 - *（私見）実験実習授業の企画や運営を担い、教育業務に深く関わるには、事務系の職ではそぐわないためと思える。
- 業務先：技術組織の改組前に所属していたセンター
 - *（私見）技術職の改組が、現場に混乱を与えないようにするためと思える。
 - *（私見）技術職各自が受ける影響も、少なくなるように配慮したものと思える。

4. 教育研究技師部発足（6）

教育研究技師の処遇・待遇：現実志向

- 処遇：事務職と同じ（給与も一般職俸給表を適用）
 - （私見）教育業務と強い関係を持つ職ではあるが、現職がどこまでやれるのか確証がなかった。
 - （私見）教育職に移すと定年年齢が5歳伸び、更に給与が上がれば退職金が増える。この増額分は大学負担となる。

これらが、一般職に留まらせた主な要因と思う。

- 待遇：
 - * 統括学術技師（事務職の課長相当）
 - * 主任学術技師（事務職の課長補佐相当）
 - * 学術技師（事務職の係長相当）

5. 現状の問題 (2)

最近の公募状況

- 全学的に、教育研究技師への期待が高まっているため、実績のある即戦力が求められがちになる。
- 学内で経験を積んでほしい、若い人の採用が難しい。

	公募 人数	応募 人数	応募者の年齢		
			21～30	31～40	41～50
平成24年度	2	24	5	11	5
平成25年度	2	51	10	26	10
平成26年度	3	25	4	11	4

5. 現状の問題 (3)

初任の格付けの問題

- 中途採用者の、初任の格付けが著しく低い。
 - (私見) 公募に掲げた職務と処遇とが釣り合っていない。
 - (要因) 一般職俸給を適用されており、この俸給は法人試験を課することを基準としているため。
 - (対応) * できるだけ早く、現職と同等の給与に近づけるための手立てを尽くす。
 - * 初任の格付けの改善について、大学と協議を続けていく。

6. (私見として) 問題と思うこと (1)

○ 新しい職への対応 (意識改革)

すべての教育研究技師は、教育業務で学生と直接関わり、その経験を持って、常に教育研究支援業務の改善に努めることを求められている。

多くの技師にとって、踏み込まないでいた職分ではあるが、まずはやってみようとする姿勢があれば困難ではない。足踏みをしている者も多いが、もっと楽天的で良いと思う。

また、求められれば自分の意見をしっかりと述べられる。しかし、求められなければ積極的には発言しない者が多い。このような姿勢は、消極的または関心が無いと受け取られるのではないかと懸念される。

6. (私見として) 問題と思うこと (2)

○ 組織との付き合い方

教育研究技師は、全学、配置センター、学科、事務部門など、組織を相手に業務を遂行しなければならないことがある。更に、相手を説得し信頼関係を築くが必要とされる。

このためには、組織には組織、個人には個人で対応できるようにならなければならない。

組織を動かし業務を担うという経験が乏しい。もっと、組織を活用することを覚える必要がある。また、活用するためには、組織を大事にすることを学ばなければならない。

まとめ（法人化が引き起こした技術職への影響）

- 教員制度改革と学部改組が相まって、技術職員に教育の柱の一つを支える重要な職務を求められるようになった。
- 法人化によって、大学運営に不可欠となった資格を取得し、教育研究支援活動に強く関与することを求められるようになった。
- 法人化が、技術職に教育や大学運営の有力な戦力となることをもたらした。
- 現在、日々それに応えるための努力をしている！
 しかしながら、教育研究技師の職の理解や認知、職に見合った処遇待遇は、まだまだこれからと言える。
- 大学が何を目指しているかは明白である！
 技師部は、これにベクトルを合わせ教育研究技師を、真に魅力のある職にしていくために必要な活動を行っていく。

資料 : 教育研究技師関連規則

○ 教育研究技師に関する規程

<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/5-jinji/5B057.pdf>

○ 教育研究技師の選考に関する規程

<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/5-jinji/5B058.pdf>

○ 学術院教育研究技師部運営委員会規程

<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2-kanri/2B014.pdf>

○ 学術院教育研究技師部共通業務企画専門委員会細則

<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2-kanri/2C004.pdf>

○ 学術院規程

<http://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2-kanri/2B013.pdf>